

中原区市民提案型事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会が抱える課題（以下「地域課題」という。）の発見と解決に資するため、市民と区が協働して事業に取り組む中原区市民提案型事業（以下「市民提案型事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 市民提案型事業とは、市民から地域課題及びその解決を図る事業（以下「事業」という。）及び、具体的な解決策を実施する団体（以下「事業実施団体」という。）を募集するものである。

(要件)

第3条 市民提案型事業において、事業提案ができるものは、中原区内に活動拠点を有する団体又は中原区内を対象地域として事業を行える団体のうち、次の条件を満たす団体とする。

- (1) ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する営利を目的としない活動を行う団体であること。
- (2) 団体の運営に関する規則等を備えていること。
- (3) 予算及び決算を管理していること。
- (4) 原則として、1年以上継続して活動していること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 公序良俗に反しない団体であること。

2 市民提案型事業において、事業を実施できるものは前項に規定す

る団体に限る。

(対象)

第4条 市民提案型事業において対象となる事業は、次の条件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」中原区実行計画で区の課題とされるもの
- (2) 中原区区民会議で地域課題として解決に向けた審議が行われたもの
- (3) その他、地域課題の解決に資するもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 区が業務を所管していないもの
- (2) 区で既に行っている事業
- (3) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (5) 施設等の建設や整備を目的としたもの
- (6) 国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託・補助助成等を受けているもの
- (7) 公序良俗に反するもの

(提案方法)

第5条 事業を提案するものは、中原区市民提案型事業企画提案書（第1号様式）（以下「企画提案書」という。）及び次に掲げる書類を、別に指定された期日までに中原区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

(1) 事業経費積算書(第2号様式)

(2) 団体概要書(第3号様式)

(3) その他、別に指定する書類

(経費)

第6条 事業の経費は、事業実施に直接要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 事業実施に必要な人件費

(2) 講師、専門家又は出演者等への報償又は謝礼

(3) 会議開催通知や資料送付に必要な切手代等の通信費

(4) チラシ、ポスター及び報告書の作成費

(5) 消耗品の購入費

(6) 専門的知識及び技術等を要する業務を外部に委託する費用

(7) 会場等の使用料

(8) 保険料

2 前項の規定にかかわらず、区長が認めた経費は事業の経費とできる。

3 区長は、経費について概算払いにより支払うことができる。

4 前項の規定により経費の概算払いを受けようとするときは、概算払い請求書(第5号様式)を区長に提出することとする。

(事業の決定等)

第7条 区長は、第5条第1項に規定する企画提案書を受理したときは、別に定める市民提案型事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮るものとする。

(通知)

第 8 条 区長は、審査委員会の選定に基づき、事業及び事業実施団体を決定し、事業を提案したものに採用又は不採用を中原区市民提案型事業選考結果通知書（第 6 号様式）により、通知するものとする。

（委託契約）

第 9 条 第 7 条及び第 8 条の規定により採用された事業実施団体（以下「被採用団体」という。）と区長は、事業実施にあたっての基本的事項や役割分担等を確認した後、川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）により、委託契約を締結する。

（事業期間）

第 10 条 事業期間は単年度とする。

（提案事業の取り扱い等）

第 11 条 被採用団体は、当該事業の内容を変更しようとするとき、又は当該事業を中止しようとする場合は、速やかに区長に中原区市民提案型事業事業計画（変更・中止）承認申請書（第 7 号様式）を用い申請し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定により申請を受けたときは、中原区市民提案型事業事業計画（変更・中止）承認申請結果通知書（第 8 号様式）を用い、当該申請を行ったものに諾否の決定について通知するものとする。

（中間報告及び調査）

第 12 条 被採用団体は、区長の求めに応じ中間報告を行わなければならない。

2 区長は、必要に応じて当該事業の状況について調査を行うことが

できる。

3 区長は、前項の規定に基づく調査又は報告の結果、必要な場合に指導又は助言を行うことができる。

(実績報告)

第13条 被採用団体は、事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内に委託事業結果報告書(第9号様式)、その他必要な書類を区長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第14条 被採用団体は、事業に関する収入及び支出を明らかにするための帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(情報公開等)

第15条 第5条の規定により提出された企画提案書及び事業計画書について、当該事業の名称、概要及び当該事業を提案したものの名称等について、公表することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条及び第8条の規定により採用した事業については、前項の規定に加え、予算、決算額、事業実施結果及び事業の成果等について、公表することができるものとする。

(区長の役割)

第16条 区長は、第9条の規定に基づき、事業の円滑な執行に必要な支援と役割を担う。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。
。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。